

横浜シティ・エア・ターミナル（YCAT）への飲料等自動販売機設置等仕様書

1 募集物件

物件番号 1～3

所在地	横浜市西区高島二丁目 19 番 12 号スカイビル 1 階 Y C A T 内
自販機設置台数	3～4 台（面積 3.24 m ² ～4.23 m ² ）
自販機設置場所	【第 1 ロビー】（自動販売機設置エリア A）（面積 2.25 m²） ゾーン 1（V-1・V-2）、ゾーン 2（V-3・V-4）、 ゾーン 3（V-5・V-6）から 1 箇所（2 台）選択 【第 2 ロビー】（自動販売機設置エリア B）（面積 0.99 m²） V-7、V-8、V-9 から 1 箇所（1 台）選択 【第 3 ロビー又はピロティ 1 番のりば前】 （自動販売機設置エリア C）（面積 0.99 m²）任意設置 V-10、V-11、V-12 から 1 箇所（1 台）選択可 ※設置場所は自動販売機設置エリア A ゾーン毎の選定結果の上位者（得点の高い者）から順に指定する。 ※別紙「貸付場所（自動販売機設置・電照看板広告）」参照
電照看板広告掲出枠数	1～2 箇所
電照看板広告掲出場所 （貸付場所は別紙参照）	【ピロティ】（電照看板広告掲出） a-1・a-2、～（記載省略）～a-15・a-16 の 組み合わせから 2 面 1 組（柱の表・裏）最大 2 組まで ※掲出場所は選定結果の上位者（総得点の高い者）から順に 指定する。 ※別紙「貸付場所（自動販売機設置・電照看板広告）」参照
販売手数料最低歩合率	20%以上
電照看板広告最低 掲出料 （年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。）	電照看板広告最低掲出料 年間 800,000 円（税別）以上

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積は、【設置場所（平面図）】に示す設置範囲に収まる貸付面積以内の大きさとし、次のとおりとする。

ア 第1ロビー（自動販売機設置エリアA）

自販機（1台あたり）：W1250×D900×H1900 以内

イ 第2ロビー（自動販売機設置エリアB）

自販機（1台あたり）：W1100×D900×H1900 以内

ウ 第3ロビー又はピロティ Y1 番乗り場前（自動販売機設置エリアC）※任意設置

自販機（1台あたり）：W1100×D900×H1900 以内

※奥行（D）は、転倒防止板を含めた長さとする。

(2) 販売品目の条件

ア 販売品目は清涼飲料水又は食品等を販売するものとし、酒類及びたばこの販売は行わないこと。

イ 形態は、缶、ペットボトル、紙パック・瓶など密閉式容器に入った清涼飲料水又は包装された食品とし、専用の自動販売機か、飲料と併売する形式の自動販売機かを問わない。

(3) 利用者への配慮事項

新 500 円硬貨及び新 1,000 円紙幣が使用できること。

3 自動販売機の管理運営上の遵守事項

(1) 設置

自動販売機の設置にあたっては、安全対策として J I S 規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止策を行うこと。

(2) 管理運営

ア 設置者は、販売機の設置、管理、運営に必要な一切の業務（フルオペレーション）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充、空き容器の回収等は設置者が行うとともに、常に商品の消費期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行うこと。

イ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。

ウ 回収ボックスの空き容器は、設置者の責任で適切に回収し、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を万全に行い、回収ボックスから使用済み容器が漏れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。なお、回収ボックスの設置及び空き容器の回収等については、施設管理者と設置者間の協議によって決定するものとする。

エ 商品の搬入、空き容器の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。

オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に、販売管理会社の名称及び故障時の連絡先を明記すること。

カ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。（自動販売機のオペレーション業務をグループ会社及び委託業者で行うことは可とする。）

キ 貸付期間満了又は契約解除（設置者の都合）により、自動販売機を撤去した場合には、設置者の負担のもと原状回復を行い、施設管理者の確認を受けること。

ク 自動販売機の売上状況（売上金額及び売上本数）は、1 か月ごとに取りまとめ、売上報告書（電子データ可）を提出すること。なお、提出時期については、別途協議する。

4 自動販売機の設置期間及び作業時間

自動販売機については、2026 年 4 月 1 日（水）から 4 月 15 日（水）までの間に、施設管理者及び設置者による協議のうえ、具体的な設置日を決定いたします。なお、設置作業は施設の運営に支障をきたさないよう配慮し深夜 01 時 10 分から 04 時 30 分までの間に実施すること。

5 自動販売機の設置・維持管理等の費用

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。新たな電気工事を必要とするものについては、事前に施設管理者と協議するとともに、設置工事後すみやかに施設管理者の確認を受けること。工事は、電気関係法令を遵守して施工すること。なお、設置された自動販売機への電気の供給に係る費用は施設管理者が負担する。

6 電照看板広告の仕様

（1）大きさ

ピロティ柱 W690mm×H990mm×2 面 1 組（柱の表・裏） 最大 2 組まで

（2）広告掲出物は、（1）記載のサイズに合わせること。

（3）広告掲出物の素材、差替式の電飾用 P E T シート（乳白色・糊なし）とする。

※乳半アクリル板と透明版との間に挟み込み設置する。

7 電照看板広告掲出に係る遵守事項

- (1) 電照看板広告を設置する権利をグループ会社以外の第三者に譲渡又は転貸することはできない。(広告掲出をグループ会社が行うことを可とする。)
- (2) 広告は、自動販売機取扱商品の広告宣伝、設置者又は設置者のグループ会社のブランディング広告宣伝の用途で使用する。
- (3) 広告内容について、事前に施設管理者に提出し、承認を得る必要がある。
なお、次のいずれかに該当する広告は掲載できない。
 - ア 法令等に違反する者又はそのおそれがあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 政治性のあるもの
 - エ 宗教性のあるもの
 - オ 社会問題についての主義主張
 - カ 個人又は法人の名刺広告
 - キ 美観風致を害するおそれがあるもの
 - ク 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ケ 広告として不適当であると施設管理者が認めるもの
- (4) 広告を変更する場合には、事前に施設管理者の承認を得たうえで、設置者の負担のもと行うことができる。
- (5) 貸付期間満了又は契約解除（設置者の都合）により、自動販売機を撤去した場合には、設置者の負担のもと原状回復を行い、施設管理者の確認を受けること。

8 電照看板広告の掲出・維持管理等の費用

電照看板広告の掲出、維持管理及び撤去（設置者の都合による）に係る費用は、設置者が負担する。なお、電照広告看板の電気の供給に係る費用は施設管理者が負担する。

以 上